

# Common Sense Press

## vol.017

### Sep.2015

本稿は2015年9月12日、韓国ソウルで行われた「日韓間文化財問題の過去と未来を語る」シンポジウム（国外所在文化財財団＜韓国＞主催）における講演をもとに作成しました。

本日は国外所在文化財財団主催「日韓文化財問題の過去と未来を語る」シンポジウムにお招きいただき、キーノートスピーチをさせていただくこと、まことに光栄に思い感謝を致しております。安理事長をはじめ文化財財団のみなさま、心からお礼を申し上げます。

ご紹介いただきましたように、今からちょうど5年前の2010年の8月、菅直人内閣の官房長官として、「韓国併合100年に関する総理大臣談話」というものを作成して発出をしたわけですが、そのことが今日お招きを頂いた理由だと思っております。そこで当時のことを思い出しまして資料を作ってみました。韓国語にも訳していただくようでございますので、またのちほどお読みいただければと思います。資料3・資料4・資料5が菅内閣総理大臣の談話と、それに伴う朝鮮儀軌と文化財の引渡しに関する資料でございます。

今日のこのシンポジウムの各セッションのテーマを拝見いたしておりますと、私ごとき素人がそのことについて長々とお話をするよりは、今日一日のセッションで各文化財返還に関する歴史、あるいは今回の図書協定による文化財の返還について、専門家の方々から詳しい説明があろうかと思っておりますので、私は2010年の図書協定、菅談話に至る経緯、あるいはその過程で考えてきたこと、そして、これからの日韓の未来志向の関係を作るためにどういうふうに考え、あるいは行動していった

らよいか、ということについて少しでも役立つような問題提起ができればと思ってこの場に立っております。そういう観点から、少々お話を致したいと思っております。

#### ●国会でのデビュー戦

資料の1に、私が国会議員に初めてなりました1990年のデビュー戦での日韓関係についての質問をあげておきます。日本の戦後責任と言いましょか、私が生まれる前に日本が大変無法な戦争に突入した、そして日本国民も大変大きな犠牲あるいは被害を国家の行為によって受けたわけでありまして。それ以上に、中国、東南アジアの方々には大変な辛苦と屈辱を与え、そして韓国の方々には交戦ではなく植民地支配において同じように多大な苦しみと屈辱を与えた、そのことについて国会で質問をし、さらにその年の8月15日だと思っておりますが、サハリン残留韓国人の問題について大邱市（テグ）で開かれた中ソ離散家族会総会に出席をして挨拶をしました。その総会での体験はちょっとしたショッキングな出来事でありました。

資料2に書いてございますように、父と夫と子どもの生命を奪ったと、この叫びというのは、そう言われてみれば確かに、ある女性にとっては、日本の強制連行、あるいはそこに仲介業者とお金が介在するにしても、結果としてはそういうことになったんだなあということを感じました。

さらに、いろんなお話を聞いておりますと、創氏改名あるいは日本語教育の強制という、名前を奪い言葉を奪い、そして文化を奪ったという、このことは植民地統治の中でも韓国の方々に対する大変大きな苦しみを与えたということなのだろうと思っております。

その後、日韓相互の未来志向の関係をどう作っていったらいいのか、という観点のもとに考えるわけでありまして。当時の政治指導者が韓国の民族アイデンティティを破壊することを強烈なる認識をもってやったのか、それともそれほど認識せずに日本国とか自分たち

政治勢力の体制強化のために、あるいは日本の経済的な利害のために行うに至ったのか。まあ、それらいずれかではなく、それらすべてが背景にあったのでしょうかけれども、戦争過程で民族のアイデンティティを壊してしまうことは大変重大な植民地支配の中での犯罪と言いましょか、罪責なのだろうと、私は改めて思ったわけでありませう。

### ●安倍内閣をつくった外的要因

他方、私には政治的なお師匠さんが何人かいらっしやいますけれども、そのお一人は高麗大学の教授をされていた崔相龍（チェ・サンヨン）先生でございます。

私どもは民主党が野党の時代に、2004年から2005年ごろからですね、たぶん政権は民主党のところに来るだろうという予測のもとに、党内に「近現代史研究会」というのを作りました。近現代史ということとはとりもなおさず日本と中国との関係、あるいは日韓関係を勉強しなければならない、ということを考えておりました。いわば1910年日韓併合、1894年の日清戦争、もうちょっと遡れば1868年の明治維新というところからでございますが、それを一応ちゃんと頭に入れておこうという研究会を作ったわけでありませう。

当時は、みなさん方もご承知のように小泉内閣でございます。小泉首相は、当時の自民党の政治家の中では「ハト派」だといわれておりました。ところが、自民党の総裁選挙を勝ち抜くために靖国神社への参拝を約束し、そして堂々たる参拝をして、一挙に日中関係あるいは日韓関係が冷え込むと言いましょか、誠に不調な関係になってしまった時期であります。私どもはいったいナショナリズムというのは何なのか、政治家がこのナショナリズムに対してどう対処するのか、ということが近現代史を学ぶ大きな隠されたテーマと言いましょか、本質的なテーマだという意識もとに勉強を始めたわけでございます。

東京大学の名誉教授であり近現代史の最も優れた研究者に、三谷太一郎先生がいらっしや

います。三谷先生は天皇陛下にもご進講をされている方でございますが、その三谷太一郎先生がおっしゃるには、「学者はナショナリズムの防波堤にならなければならない」と。悪質な、不健全な、過激なナショナリズムの防波堤にならなければならないということを経えずおっしゃっています。私は、政治家も自国のナショナリズムの防波堤にならなければならない、と思っておりますが、こうした悪性ナショナリズムとは180度違うポジションで対抗しても上手くいくときと上手くいかないときがある。状況の見極め方、あるいは対処の仕方を絶えず考えないと困ったこととなります。

今から3年前の2012年は自民党の総裁選挙があり、のちに安倍政権ができたわけでありませうが、このときの日本の政治状況、特に自民内部の状況は必ずしも「安倍さんが自民党の総裁選で勝てる」ということではありませうでした。むしろ、現役総裁の谷垣禎一さん、あるいは野党転落から地道に地方行脚を続けていた石破茂さんの後塵を拝したナンバー3ではないかというふうに言われておりました。

ところが、このときに起こったことは、野田内閣の尖閣列島国有化という、これは日本の法律概念や体系で考えますとそれほどの問題化されるようなことではないはずなのですが、大問題に祭り上げられた。どういうことか少し詳しくいうと、国が所有権登記をしようが個人が所有権登記をしようが、これと領有権とはまったく別の話なのであります。

つまり、日本の領土であることはもう声高々に日本は主張してきたし、実効支配はずっとできているという条件のもとでは、その島の所有権が国の所有であろうと個人の所有であろうとほとんど問題にならない。これが日本の法律的常識であります。現に、「尖閣諸島」と言われているところの半分ぐらいの島はずっと昔から国有になっております。国が所有としているという不動産登記になっておるわけで、不動産登記を変えたからといって別に領有の問題で何か変化があったかという

ことではないわけではありますが、中国の国有概念というのはどうも私たち日本の概念とは違っている。国有化とういことは、その土地すべて国が召し上げるといふか、まさに排他的に国が財産を没収するみたいなことなのでしょう。私はそれを担当はしていなかったわけではありますが、与党内におりましてそういうふうに感じました。近代的所有権概念がやっぱり少々違うんだなと。逆にいえば、そうした文化的差異をあまり思い足らずに国有化ということをしてしまいましたということです。

もう一つは、李明博（イ・ミョンバク）大統領の竹島訪問であります。この二つによって、国有化に対する中国の口撃と中国公船の尖閣周辺への侵入開始の激増を見て、日本のある種のマスコミではナショナリズムが吹き上がった。その結果、一番声高に猛々しく叫んでいたふうに見える安倍晋三に自民党内で票が集まって、安倍さんが総裁になり、総理大臣になってしまったということでもあります。これが良いか悪いか、将来どうなるかというところを別問題にすれば、結果として安倍さんを作ったのは日本の少々不健全なナショナリズムであり、それに火をつけたのは李明博大統領の竹島訪問と中国の尖閣に対する対処だったと思います。どちらがどうのこうのということは一概には言えないかも知れませんが、現象としてはそういう流れであったと思います。

### ●強烈な原体験

さて、そういうことからこの文化財問題を考えて見ます。私は先ほど申し上げた国会での質問、それから大邱市での発言をみなさん方にご覧頂きたいと思いますが、そういう認識のもとに国会活動を始めたわけでありまして、なぜそうなったかと言いますと、大学時代、私の2年下にキム・クォンヨン君という岸和田出身（兵庫県）の学生さんがおりました。法学部の後輩でございます。あるとき彼に、「おい、一緒にデモに行こうよ」と誘ったら、「仙

谷さん、あなた何を言うんですか、私がもしデモに行って逮捕されたら強制送還されるんですよ」という話をされました。それでいろいろ話をしておりましたら、「私は東京大学の法学部を出ても就職はたぶんどできないと思います」という話を聞いて大変ショックを受けました。当時の東大法学部は、ほとんど就職活動は何もしないでも銀行の三つや四つは簡単に就職ができていた。電話でお呼び出しを頂いたら、そこへ出かけて美味しいものでも食べられてもらって、一緒にお付き合いしておけば就職は心配ないという時代でありましたけれども、そのキム君は、私は就職できないと。現に卒業して地元の岸和田に帰ってお父さんがなさっていた毛織物業を継ぎました。

その後、私は大学を中退して弁護士になりましたが、その一年目、私が25歳の1971年、愛知で朴鍾碩（パク・チョンソク）という青年が「新井鐘司」という日本名で日立製作所への入社試験を受けて合格をした。ところが合格をしたあと、戸籍謄本を出せと会社からいわれて「そんなものはありません」と。すると直ちに内定を取り消されたというですね、そういう事件の受任依頼が弁護士になって一年生の私のところに参りました。「あ、これは、あのことだ。キム・クォンヨンがいったことだ」と思いまして、それでその事件を担当することになった。

訴訟・弁護を始めますと、いかに私が日韓の歴史、なぜ朴鍾碩が新井鐘司と名乗っているのか、彼はなぜ就職を断れたのか、すべてが私の知らないことばかりでございました。支援する学生の人達、応援・支援する知識人の方々との勉強を通じてわかってきたことが非常に多かった。私の知らないことばかりだったわけです。そういう観点でいえば、日韓の差別の問題にせよ、あるいは日本人が韓国のことを嫌ったり理不尽な批判、ヘイトスピーチにせよ、歴史的な事実と経過を踏まえないで軽々にものを申すというのは、日本人の品性を下劣にさせると、こういうふうにも思いましたし、これはやはり植民地統治の30年間、

これは必ずどっかで清算をしなければならない、そうしない限り未来志向の関係は作れないと、こういうふうを考えるに参ったわけがあります。

### ●言葉より実行

ところで、細川内閣で細川護熙さんが植民地統治について謝罪をした。これは1993年でございます。そのあと金大中大統領が日本の国会に来たときの国会演説で、「和解」という言葉が多用されました。和解と未来志向の関係作りをしようではないかということになります。それから何よりも私が衝撃受けたのは、金大中大統領の「文化開放」政策です。日本の文化が韓国で受け入れられることは多いに結構だ、むしろそこから始まるのだとおっしゃった。私はそのときに、日本は金大中大統領から和解のために何をすべきかというボールを投げられた、これを受け取って正しく投げ返さない限り正しいキャッチボールにはならない、日韓の未来志向な関係はできない、そういうふうにしてそのとき深く思いました。

そして2010年、私が官房長官になったときに韓国併合100年という節目が参ったわけがあります。菅総理大臣とも相談して、ここに資料3として付けましたような談話を発表することになりました。よくお読みいただければ、それまでの金大中一小渚共同宣言からほとんど進んだところはないのかもわかりませんが、国と文化を奪われ、民族の誇りを深く傷つけたというくだりがございます。これは国と文化を日本が奪ったということですが、ここに「文化」という言葉を出したのが、新しい点と言えば新しい点です。

さらに、これは朝鮮儀軌を渡すという前提になっておりまして、朝鮮総督府を經由してもたらされ日本政府が保管している朝鮮王室儀軌と朝鮮半島由来の貴重な図書についてお渡しをしたいというくだりは、実は、韓国側の当局の方々、関係者の方々といろいろ話をしておりまして、彼らから強く要望されたのは、「言葉より実行」であると。謝罪はもう

何度も受けているのだけれども実行は全然ないではないか、ということでした。それが私の心に焼き付いておりまして、実行しようではないかと。それについて宮内庁も外務省も、引き渡しすることに抵抗はない、むしろ「この節目にやりましょうという」ことになって、図書協定に至るということでございます。

少々お時間が超過を致しましたので、このあたりで私のスピーチを終わりたいと思いますが、いずれにしても、金大中大統領もおっしゃっておりますし、崔相龍先生もおっしゃっておりますが、「文化財」についてはそれ自体も非常に貴重なものではあります。文化財が持つ意味はそれ以上にある。それは、いかに共有化するのか、相互の学習の材料にするのか、そのことが大事だ。東アジアという地域で日韓の国民が、長い歴史の中でお互いに切磋琢磨しながらいろんな文化を相互に共有し進んできた、このことを改めて確認しながら文化財問題というものを考えなければならないと、改めて思っているところでございます。今日は大変素晴らしい意義のある企画を国外所在文化財財団の皆さん方に企画頂きまして、私も各セッションのお話を聞きながら勉強をさせて頂いて帰りたいと思います。本日はまことにありがとうございます。 ■

資料①

第一一八回国会衆議院予算委員会第二分科会・中山太郎外務大臣への質問議事録  
(一九九〇年四月二六日)

○中山太郎大臣 私も政府という立場で、国際法に基づいた条約とか、あるいはまた両国間の事務の問題、このような問題が横切っている、あるいは解決がされていくという経過の中で、国としての法的あるいは国際条約的な処理が待たれている、このような考え方が国家の行政機関として存在することは現実であらうと思えます。しかし、少なくとも外交を担っている私としても、日本政府の一人として、精神的な、いわゆるこの方々の心の中になだかまりがあるとすれば、そのわだかまりを取っていただくために、これらの方々に對して、過去の悲しい侵略という問題について、我々は心から謙虚に反省しなければならぬ、このように思っております。

○細谷幸科員 私に、この今の時点こそ、日本があるいは日本人が国際社会の中で名譽ある地位に泥づけるかどうかの大きな分水嶺に差しかかっているというように考えます。その一つは、日韓併合に始まる朝鮮支配の問題である。このことの謝罪あるいは深刻な反省なくして、アジアの国々から尊敬される存在といえますか、対等の立場でつき合う存在にならぬのではないかと気がしてしょうがないのです。それで、やはり朝鮮に對する植民地支配、軍国主義的侵略、これに對する真摯な反省を国会で決議する、そういう決議をする必要があるのではないかと考えますけれども、外務大臣、いかがですか。  
○中山太郎大臣 私は、日本政府の閣僚の一人としての立場で、私の率直な気持ちを申し上げておきます。全国民を代表される国会において、そのようなお考えがもし行われるとすれば、それは吾々の両国の友好と発展のために積極的であるものというように私は判断をいたします。

資料②

八・一五大碑 中韓離散家族会總會における挨拶

これを記している現時点でも  
「強制連行は、本人の生活を奪い、親の生活を奪い、子供の生活を奪った」  
「日本政府は強制連行者の名簿を調査して公表せよ」との涙ながらに語られた叫びが耳について離れない。

私は一九七一年から在韓土をさせていただきました。なれ、高木隆一弁護士とは大学の同僚年であり、弁護士になつたその年に在日韓族である朴鍾碩という一九歳の青年がいったん合併して強制された日立製作所から強制を取り戻されたという事件を知りました。

このように強制連行を通じて、私は日本が韓国の人々に對して土地を奪い、言葉を奪い、名前までも奪い、強制連行をし、背骨を折ることを強いた、また時には命まで奪った、これらの行為は謝罪もお許しを得られようもない行為であることを認識するに至りました。

弁護士とし

菅総理官邸 Prime Minister's Office and His Cabinet

菅総理の演説・記者会見等

資料③

1992 > 東洋経済出版会

【原稿】/内閣総理大臣談話

内閣総理大臣談話

平成二十二年八月十日

本年は、日韓関係にとって大きな節目の年です。ちょうど百年前の八月、日韓併合条約が締結され、以後三十六年に及ぶ植民地支配が始まりました。三・一独立運動などの激しい抵抗にも押されたとおり、政治的・軍事的背景の下、当時の韓国の人々は、その意に反して行われた植民地支配によって、国と文化を奪われ、民族の誇りを深く傷付けられました。

私は、歴史に對して誠實に向き合いたいと思います。歴史の事実を直視する勇氣とそれを受け止める謙虚さを持ち、自らの過ちを省みることに率直でありたいと思います。痛みを考えた側は忘れやすく、考えられた側はそれを容易に忘れることは出来ないものです。この植民地支配がもたらした多大の損害と苦痛に對し、ここに改めて痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明いたします。

このような認識の下、これからの百年を見据え、未来志向の日韓関係を構築していきます。また、これまで行ってきたいわゆる在サハリン韓国人支援、朝鮮半島出身者の遺骨返還支援といった人道的な協力を今後とも誠實に実施していきます。さらに、日本が統治していた期間に朝鮮総督府を経由してもたらされ、日本政府が保護している朝鮮王朝強執等の朝鮮半島由来の貴重な遺産について、韓国の人々の期待に応えて近くこれらをお渡ししたいと思います。

韓国政府への引渡しの対象となった図書

<p><b>(ア) 朝鮮王朝御執 81部167冊</b></p> <p>【代表的な図書の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>『明成皇后御執御執』4冊 朝鮮王朝の真宗の妃である明成皇后（閔妃）の御執記録。1896年作成。</li> <li>『宝印御執御執』1冊 朝鮮王朝が使用した「朝鮮国王之印」など11印の改铸を行った際の記録。1876年作成。</li> <li>『大元御執』1冊 朝鮮国王の高宗の即位についての記録。1897年作成。</li> <li>『塚原御執 修正御執』1冊 王位の継承中、箕子に皇帝の尊号を奉ったことなどの修訂をしたことを記した記録。1904年作成。</li> </ul>
<p><b>(イ) その他 69部1,638冊</b></p> <p>【代表的な図書の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>『宋子大全』102冊 朝鮮王朝中期の文人官僚で、孝宗(在位 1649～1659)の重臣であった。宋時烈(1607～1689)の著作全集。孝宗の没後、遺稿を集めて編纂したもの。1787年作成。</li> <li>『弘吉全書』100冊 朝鮮王朝の正祖(在位 1776～1800)の著作全集。正祖の次男で、王位を継いだ純祖(在位 1800～1834)の宣旨で、編纂・刊行されたもの。19世紀前半作成。</li> <li>『(増補)文獻備考』2巻99冊 朝鮮王朝の英祖(在位 1724～1776)が朝鮮の社会や文化について分野ごとにまとめた『東国文獻備考』の増訂本を基に高宗のとき更に増補させたもの。1908年作成。</li> <li>『講義録』80冊 朝鮮王朝の純祖2年(1802年)9月29日～同31年(1831年)5月17日の、国史の学問所である熙政堂(熙政堂)における講義記録。作成時期不明。</li> <li>『邑誌』74冊 朝鮮王朝の地理・地誌を、各道ごとに編纂したもの。1876～1908年作成。</li> <li>『東文選』60冊 朝鮮王朝の政治家、宋時烈(1607～1689)の著書集。1847年作成。</li> <li>『東文選』64冊 朝鮮人詩作の詩文の名篇を集め、文体によって分類した朝鮮文学の全集。編者は15世紀の文人官僚。</li> </ul>

(注2) 邦書資料「日韓図書協定：引渡し対象の図書について」を参考に筆者作成

〈表1〉日韓間の文化財の引渡しをめぐる主な動き

1958年	日本政府が東京国立博物館所蔵の器用文化財(曲向楽笛・竈竈・竈竈・竈竈)の複製品194点を韓国政府に引渡し。
1965年6月	日韓関係正常化に際し、韓国政府は「日韓請求権・経済協力協定」に署名(国会承認を経て12月発効)。請求権の問題が完全かつ最終的に解決されたことを確認。また、「日韓文化財・文化協定」に署名(国会承認を経て12月発効)。日本政府は考古品、圖書等の29件、1,321点を韓国政府に引渡し。
1991年4月	日韓両国政府は「故平女子大文庫等保護協定」に署名(国会承認を経て5月発効)。日本政府は同女子大に由来する複製等227点を韓国政府に引渡し。
1996年	山口県立山口女子大学が「寺内文庫」の複製品の一部を韓国の慶熙大学に引渡し。
2005年10月	韓国神社が「北国大経緯」を韓国政府に引渡し(その後、韓国から北朝鮮に移送)。
2006年7月	東京大学が「朝鮮王朝御執」をソウル大学に引渡し。
2010年8月	菅内閣が日韓協会100年に際し、「日韓関係に関する日韓協定」を閣議決定(30回)。その中で「朝鮮王朝御執」等の朝鮮半島由来の図書の韓国への引渡しを表明。
11月	日韓両国政府は「朝鮮王朝御執」等の図書1,205冊の韓国政府への引渡しを主たる内容とする「日韓図書協定」に署名(14日)。
2011年6月	「日韓図書協定」が国会承認を経て発効(30日)。

〈表2〉日韓図書協定の国会での審議経過

	衆議院	参議院	
国会提出	2010年11月16日		
委 員 会	付託委員会	外務	
	本付託	2011年1月24日	2011年5月18日
	報告説明	4月22日	5月19日
	提案	4月20日(党内準備)	5月24日(党内準備)
	対政府質疑	4月22日、4月27日	5月24日、5月26日
	委員会承認(賛成)	4月27日	5月26日
	討論	4月27日 (自派(反対))	5月26日 (自派(賛成)、社民(賛成))
本会議	採決	4月27日 承認(多数)	5月26日 承認(多数)
	討論	-	5月27日(自派(反対))
議 考	4月28日 承認(多数) 5月27日 承認(多数)		
備 考	2010年11月14日、日韓外務が協定に署名 2011年6月10日、協定発効		